

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意！「陳述」欄の「☐ 自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 15 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日から 令和 7 年 5 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 5 月 21 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 4 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 26 日 午前 9 時 10 分から 令和 7 年 5 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 さいたま市西区大字峰岸字北 83 番地 1

建物の名称 ライオンズガーデン大宮指扇

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大字峰岸 83 番 1 の 508

建物の名称 508

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 71.56 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 さいたま市西区大字峰岸字北 83 番 1

地 目 宅地

地 積 4515.63 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 83 万 7878 分の 7657



物 件 明 細 書

令和 7年 2月19日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 中 林 宏 明

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

東洋機械エンジニアリング(株)が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 さいたま市西区大字峰岸字北 83番地1

建物の名称 ライオンズガーデン大宮指扇

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大字峰岸 83番1の508

建物の名称 508

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 71.56平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 さいたま市西区大字峰岸字北83番1

地 目 宅地

地 積 4515.63平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 83万7878分の7657



令和6年(ケ)第 247号
令和6年10月28日受理
令和6年11月15日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 関 田 暁 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 さいたま市西区大字峰岸字北 83 番地 1

建物の名称 ライオンズガーデン大宮指扇

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大字峰岸 83 番 1 の 508

建物の名称 508

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 71.56 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 さいたま市西区大字峰岸字北 83 番 1

地 目 宅地

地 積 4515.63 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 83 万 7878 分の 7657



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☐ のとおり 管理費 13,500円 修繕積立金 15,850円 円 円 円	令和6年11月7日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R6年7月分～R6年11月分 計146,750円 ☐ 不明
管理費等照会先	株式会社大京アステージ北関東支店	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日 ☐ ある	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		■全部 □	
占有者		□債務者 ■東洋機械エンジニアリング株式会社	
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅(社宅) □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人(■東洋機械エンジニアリング株式会社(占有者)担当者 ■B(東洋機械エンジニアリング株式会社(占有者)従業員) ■株式会社アプローチ(賃貸管理受託会社)担当者の陳述 / ■提示文書(賃貸借契約書)の要旨			
占有権原		■賃借権 □使用借権 □	
占有開始時期		令和3年2月25日	
最初の	契約日	令和3年2月22日	
契約等	期間	令和3年2月25日から ■令和5年2月24日まで2年間 □期間の定めなし	
更新の種別		■合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の	期間	令和5年2月25日から ■令和7年2月24日まで2年間 □期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 □その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 □その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金85,000円(毎月末日限り翌月分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金		□ない ■ある (■敷金85,000円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他		目的建物は社宅として使用されており、占有者の従業員Bが居住している。	
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 管理会社からの回答書に以下の記載あり。
- (1) 滞納管理費等は競落人に請求する。
 - (2) 総会決議により、管理費等の金額が改定される可能性がある。
 - (3) 工事負担金は、現時点ではない。総会決議を経て請求できることが管理規約で定められているため、今後発生する可能性がある。
 - (4) 納入期限までに納入すべき金額を納入しない場合、総会決議を経て、遅延損害金・違約金として弁護士費用並びに督促及び徴収諸費用を加算して請求できることが管理規約で定められている。
- 2 83番6の土地は埼玉県所有、83番3・84番2・84番8・85番2・86番2の土地はさいたま市所有であり、いずれも現況は公衆用道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■株式会社アプローチ担当者(目的建物の賃貸管理受託会社)	1 目的建物は、当社が賃貸管理をしています。家賃の受領、契約更新手続き、トラブル発生時の対応などを行っています。 2 賃貸借契約は、Aと東洋機械エンジニアリング株式会社間の直接契約です。当社はあくまでの賃貸管理業を受託しているのであって、Aと東洋機械エンジニアリング株式会社間に、契約当事者として介在しているのではありません。 3 東洋機械エンジニアリング株式会社は、社宅として使用するために、目的建物を賃借しています。
■東洋機械エンジニアリング株式会社担当者(占有者)	1 目的建物は、当社が、社宅として使用するために賃借しています。実際に居住しているのは、当社従業員のBです。 2 契約書写しは、株式会社アプローチから受け取ってください。 3 Bに、執行官の内部調査に立ち会うように指示しておきます。物件の不具合等については、Bに聞いてください。
■B(占有者の従業員)	1 私は、東洋機械エンジニアリング株式会社の従業員です。 2 目的建物は、東洋機械エンジニアリング株式会社が社宅として賃借し、従業員である私が居住しています。 3 目的建物について、特に不具合はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

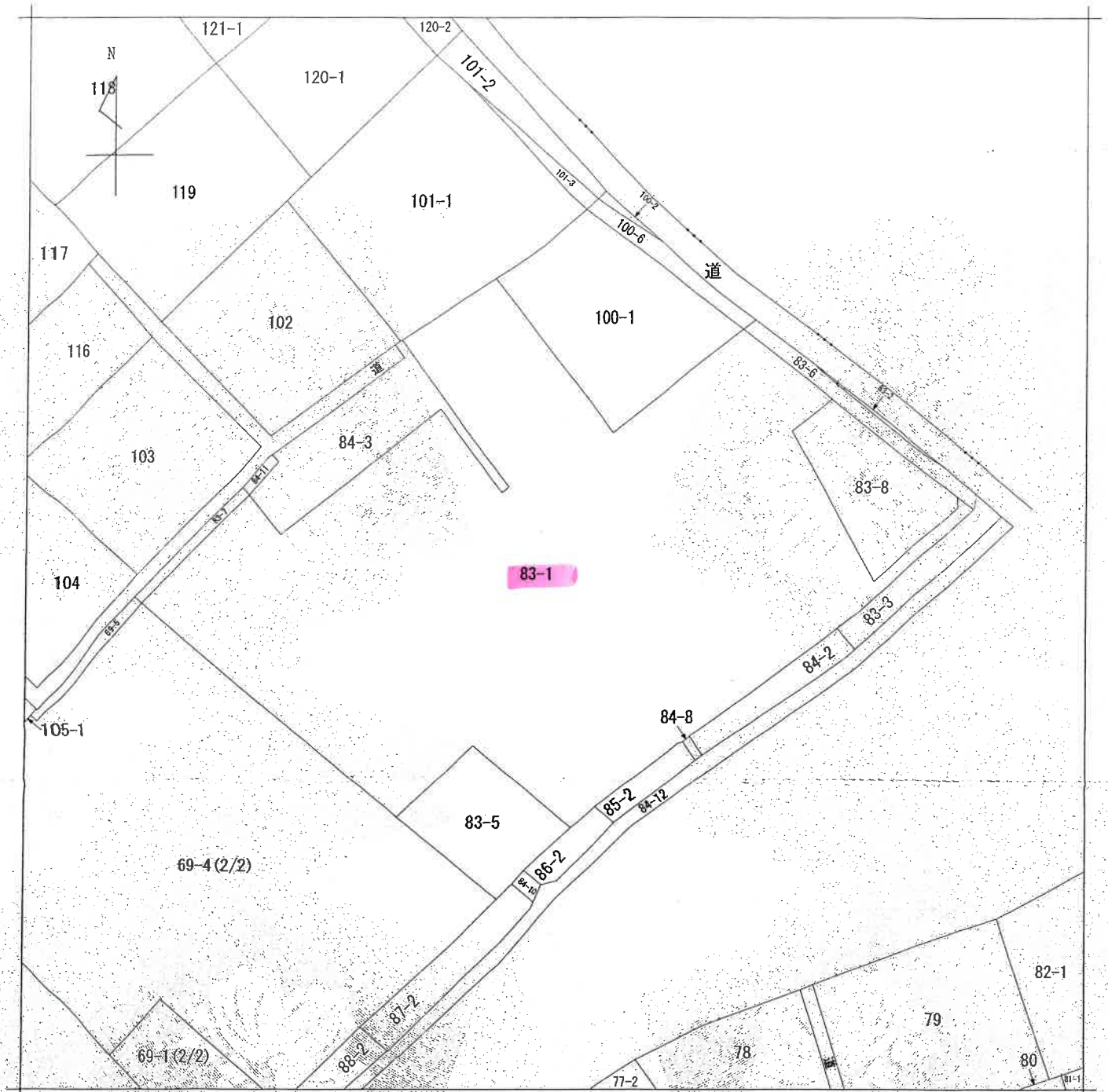
執行官の意見

- 目的物件の外観調査及び内部調査の状況，関係人らの陳述及び提示文書の内容等を総合勘案し，占有関係は2枚目3枚目のとおり認めた。
- なお，債務者兼所有者Aに対して占有照会書を郵送したが，回答期限までに何ら回答がなかった。

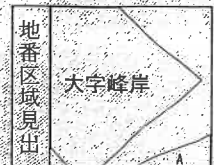
(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年11月1日（金） 11：20－11：30	物件所在地	物件調査，占有確認，外観写真撮影，連絡票を投函
R6年11月1日（金） ： ー :	当庁	管理会社に対し，管理費等滞納状況照会書をファックスにて送信
R6年11月6日（水） 15：00－15：15	当庁	目的建物の，賃貸管理会社の担当者から，占有関係等について電話聴取・契約関係書類写しの送付依頼
R6年11月6日（水） 15：30－15：45	当庁	占有者会社の担当者から，占有関係等について電話聴取
R6年11月7日（木） ： ー :	郵便	債務者兼所有者Aに対し，占有照会書を郵送
R6年11月9日（土） 11：00－11：30	物件所在地	物件調査，占有確認，内部調査実施・内部写真撮影，Bと面談（評価人同行）
R6年11月13日（水） 10：30－10：40	さいたま地方法務局	接道について土地全部事項証明書を交付申請・占有者会社の履歴事項全部証明書を交付申請
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので，立会人 を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	さいたま市西区大字峰岸字北			地番	83番1		
出方尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日	昭和50年1月31日			備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(本図は原本を70%に縮小)

令和6年8月1日
さいたま地方法務局
登記官

請求番号：3-1
(1/1)

(8 枚目)

0616332

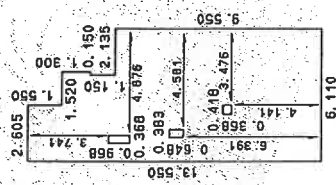
各階平面図

建物階平面図
平成3.9.20

家屋番号
大字海岸
83番1の508

建物の所在
大宮市大字海岸字北83番地1

さいたま市西区



求積表

2.605	X	1.550	=	4.037750
4.125	X	1.300	=	5.362500
3.975	X	0.891	=	3.541725
0.866	X	0.968	=	0.838288
6.110	X	1.802	=	11.010220
1.146	X	0.648	=	0.742608
6.110	X	1.882	=	11.499020
2.216	X	0.368	=	0.815488
6.110	X	4.141	=	25.301510
2.741	X	0.259	=	0.709919
4.876	X	0.709	=	3.457084
4.581	X	0.648	=	2.968488
3.476	X	0.368	=	1.279168
合計				71.563768
床面積				71.56 m ²



写真撮影位置

(本図は原本を70%に縮小)

建物の存する部分 5 階

作製者

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/1000



①



②



③

令和6年(ケ)第 247号
令和6年11月9日 現地調査
令和6年12月10日 評価

さいたま地方裁判所

評価書

評価人 不動産鑑定士
伊 勢 秀

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 さいたま市西区大字峰岸字北 83番地1

建物の名称 ライオンズガーデン大宮指扇

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 大字峰岸 83番1の508

建物の名称 508

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 71.56平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 さいたま市西区大字峰岸字北83番1

地 目 宅地

地 積 4515.63平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 83万7878分の7657

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 7,450,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建 物 の 名 称 (専 有 部 分 の 表 示) 建 物 の 表 示 家 屋 番 号 建 物 の 名 称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土 地 の 符 号 所 在 及 び 地 番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土 地 の 符 号 敷 地 権 の 種 類 敷 地 権 の 割 合	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	ＪＲ埼京線（川越線）「指扇」駅の北西方約2km（直線距離）に位置する。	
付 近 の 状 況	目的物件を含む近隣地域は、空地が多い中に戸建住宅・マンション・市営住宅等が見られる地域で、西方にはさいたま市の健康福祉センター・西部環境センター等の施設がある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 なし 60% 200% なし さいたま市景観計画・景観条例～景観保全区域
画 地 条 件	地 形 地 勢 そ の 他	積 積 状 状 勢 勢 特 特 に になし
接面道路の状況	北東約12.1m舗装市道（建築基準法上の道路） 南約6.4m舗装市道（建築基準法上の道路） 北西約1.82m未舗装市道（建築基準法上の道路～第42条第2項該当） ※上記各市道とはほぼ等高に接面する。北西側はセットバック済み。	
土地の利用状況等	本件マンションの敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり ガス配管：あり 下 水 道：あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	a)土地の符号1は開発許可が得られており（平成元年6月23日付け第0100160号）、本件建物についても同一規模且つ同一用途であれば再建築も可能である。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ライオンズガーデン大宮指扇
建物の用途	共同住宅 (総戸数 108戸)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 平成3年7月18日新築 経過年数 : 約33年 経済的残存耐用年数 : 約17年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造、11階建
仕様	屋根 : 陸屋根 外壁 : 吹き付けタイル その他 : 特になし
設備等	エレベーター、オートロック、駐車場、自転車置場、管理員室等
建物の品等	使用資材 : 普通 施工 : 普通
管理の形態等	管理組合 : ライオンズガーデン大宮指扇管理組合 管理会社 : 株式会社大京アステージ 管理形態 : 日勤
管理の状況	普通
特記事項	※特になし

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
位 置	階 層 : 5階 主要開口部の方位 : 南向き
床 面 積	登記とほぼ同じ(71.56㎡)
間 取 り	3LDK バルコニーあり
仕 様	内 壁 : クロス貼り、その他 天 井 : クロス貼り、杉桎石膏ボード貼り、その他 床 : フローリング、畳敷、その他 設 備 : 電気、ガス、給排水等 その他 : 特になし ※アスベストの存否は不明
保守管理の状態	普通
管 理 費 等	管 理 費 : 13,500円 (月額) 修繕積立金 : 15,850円 (月額) 滞 納 額 : あり (令和6年11月7日現在) これらの詳細については、執行官の現況調査報告書参照。
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	建物所有者が東洋機械エンジニアリング株式会社に賃貸しており、同社が社宅として使用して従業員を住まわせている。
特 記 事 項	a) 上記賃貸借契約の概要は下記のとおりである。 占有開始 : 令和3年2月25日 当初契約 : 令和3年3月25日～令和5年2月24日 現行契約 : 令和5年2月25日～令和7年2月24日 月額賃料 : 85,000円 敷 金 : 85,000円 b) 室内は、比較的近年にリフォームされているものと見られた。

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

再調達原価(円/㎡) ア	専有面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
380,000	71.56	0.31	8,430,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 再調達原価：比較的近年に、リフォームがなされたと見られる点を考慮した。

イ 専有面積：登記面積

ウ 現価率：

経過年数33年、経済的残存耐用年数17年、観察減価率(中古建物の市場性等も考慮)－10%

(計算式) $17 / (33 + 17) \times (1 - 0.1)$

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
42,900	1.01	4,515.63	1.0	7,657/837,878	1,790,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

基準地 さいたま西－8

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $40,800\text{円/㎡} \times 100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 95 = 42,900\text{円/㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：画地条件(道路接面方位)等を考慮した。

◇ 地 域 格 差：基準地の所在する地域は、対象地域に比して接面街路幅員及び駅への接近性(道路距離)で劣る。

イ 個 別 格 差：増価要因～三方で道路に接面する点 減価要因～形状やや不整

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を次のとおり求めた。

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格 補正 ウ	個別 格差 エ	積算価格 (円) (ア+イ)×ウ×エ
8,430,000	1,790,000	1.00	0.98	10,020,000

ウ 価格補正：なし

エ 個別格差：6階の南向き中間室を標準とした場合、階層別(5階)ではやや劣る。また位置別では標準的であるが、同階層に効用に優る角室があることからやや劣る。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は現在第三者に賃貸されており、その立地等により今後も賃貸に供される可能性を十分に有するものと認められることから、本件では積算価格と併せて収益価格をも査定し検討を行うこととする。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計 ア	正味復帰価格の現価					収益価格 ア+カ
	4年目期末 有効純収益 イ	最終 還元 利回り ウ	3年目期末 復帰価格 ※1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複利 現価率 ※2 オ	正味復帰 価格現価 エ×オ カ	
1,380,977円 (18.1%)	488,956円	6.4%	7,410,739円	0.842	6,239,842円 (81.9%)	7,620,000円 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 5.9\%)^3 = 0.842$$

- ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。
- イ 4年目期末有効純収益：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。
- ウ 最終還元利回り：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。
- エ 3年目期末復帰価格：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。
- オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。
- カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

上記のとおり、収益価格は積算価格に比して低位に乖離した数値として得られた。目的物件は現在賃貸に供されてはいるものの、いわゆるファミリータイプマンションとしての性格が強く、需要の主体は自己利用を目的としたものと認められることから、本件評価では積算価格を重視しながら収益価格を関連付けて、下記のとおり調整後の価格を求めた。

	占有減価修正前 の試算価格(円) ア	占有減価修正 イ	試算価格(円) ア×イ
① 積 算 価 格	10,020,000	1.00	10,020,000
② 収 益 価 格	—		7,620,000
③調整後の価格(円)	9,800,000		

イ 占有減価修正：なし

2 評価額の判定

調整後の価格に市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格(円) ア	市場性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価(敷金等) (円) オ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ×オ
9,800,000	1.00	0.80	0.95		7,450,000

イ 市場性修正：なし

ウ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：管理費等の滞納及び通常の売却までの期間を考慮した。

オ その他の控除減価(敷金等)：なし

第6 参考価格資料

基準地価格 (さいたま西－8)

所在 : さいたま市西区大字中釘字前原1707番1

価格 : 40,800円/㎡

位置 : JR埼京線(川越線)「西大宮」駅約2.7km(道路距離)

価格時点 : 令和6年7月1日

地積 : 1,909㎡

供給処理施設 : 水道

接面街路 : 北4m市道

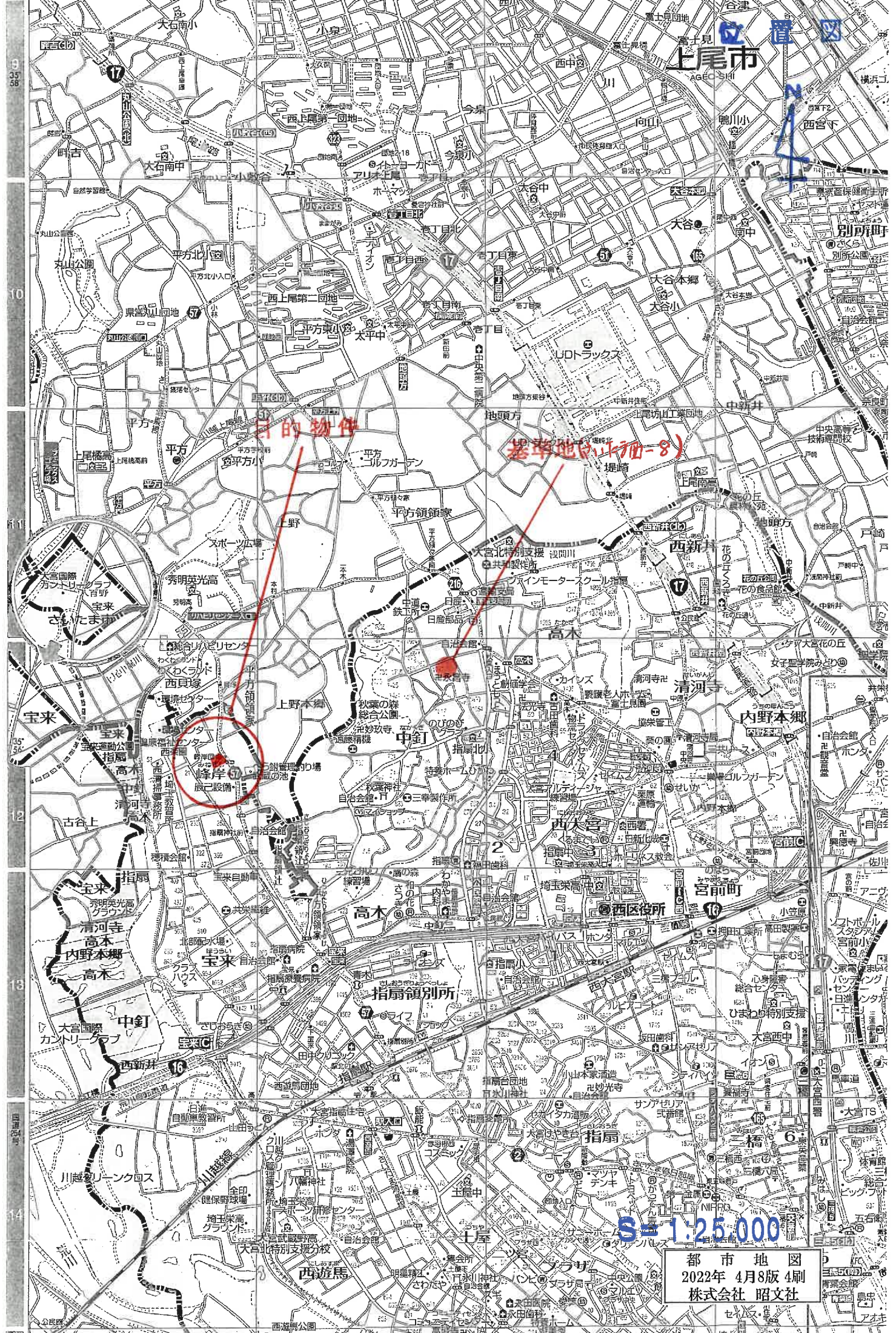
用途指定等 : 市街化調整区域(建蔽率60%、容積率200%)

地域の概要 : 畑地が多い中に、農家住宅、一般住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

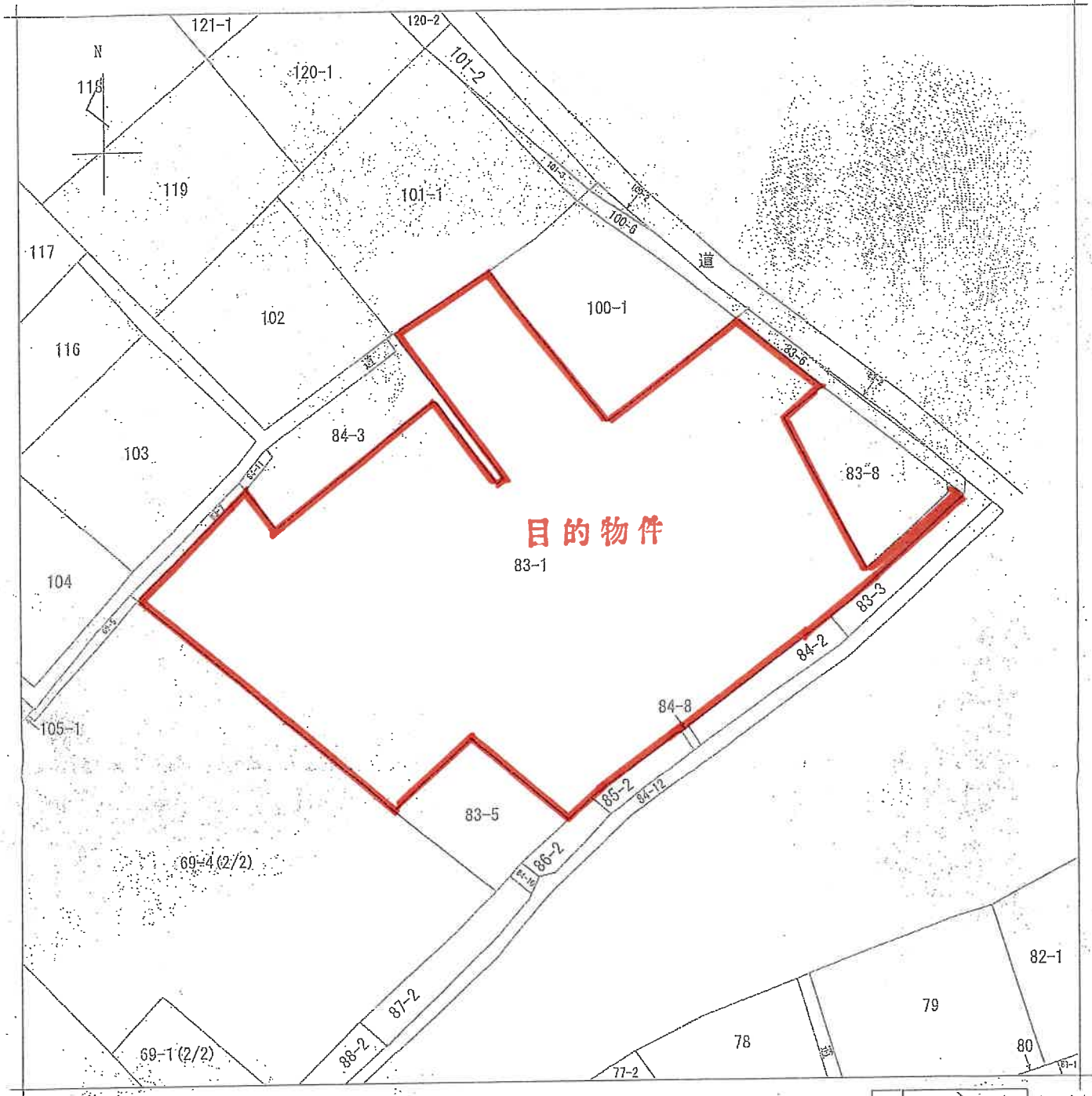
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写

以上

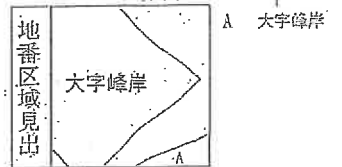


S=1:25,000

都市地図
2022年 4月8版 4刷
株式会社 昭文社



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	さいたま市西区大字峰岸字北				地番	83番1		
出力 縮尺	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成 年月日	昭和50年1月31日			備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月1日
さいたま地方検察局
登記官

000000

各階平面圖

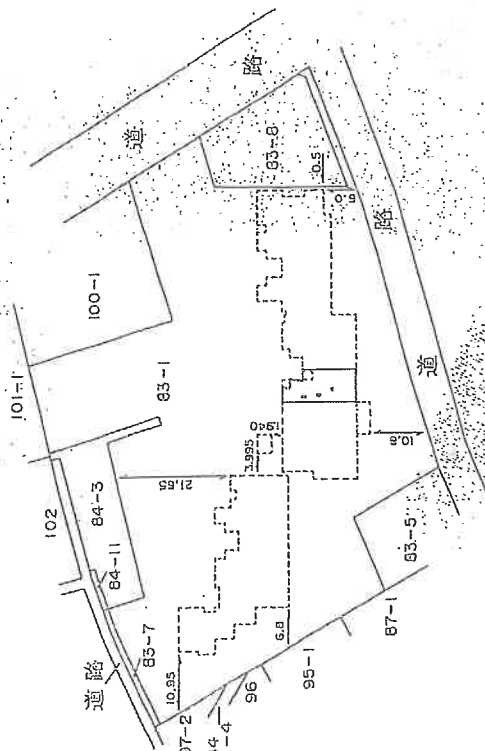
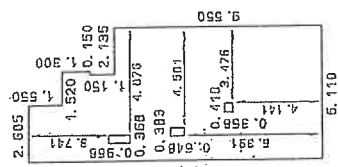
建各階平面圖

大字並岸 83番1の508

号

一、大宮市大字峯岸字北8.3番地1

市光にた



建築物の存する部分 5階

求體象

2. 605	X	1. 550	=	4. 037750
4. 125	X	1. 300	=	5. 362500
3. 975	X	0. 891	=	3. 541725
0. 965	X	0. 968	=	0. 930288
5. 110	X	1. 802	=	11. 010220
1. 145	X	0. 548	=	0. 742608
5. 110	X	1. 882	=	11. 495020
2. 216	X	0. 368	=	0. 815488
6. 110	X	4. 141	=	25. 301510
2. 741	X	0. 259	=	0. 709919
4. 876	X	0. 709	=	3. 457004
4. 581	X	0. 648	=	2. 968488
3. 476	X	0. 360	=	1. 279168
合 計				71. 563758
除面積				71. 56 m ²

作者

士地蘭士

3 年 0 月 20 日 (作型)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 $\frac{1}{1000}$

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年8月1日 さいたま地方法務局

例題(四)

A3をA4に縮小コピー